

公益財団法人千歳市スポーツ協会スポーツ表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千歳市スポーツ協会（以下「協会」という。）のスポーツ表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 千歳市民又はおおむね10年以上千歳市に居住した者であること。

(2) 千歳市内に通勤し、又は通学する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、団体競技の場合は、当該団体の構成員の過半数が千歳市民であれば表彰の対象とする。

(表彰の種類)

第3条 表彰は、次の各号に掲げる賞の区分に応じ、当該各号に定める者に対し行うものとする。

(1) スポーツ功労賞及びスポーツ振興賞 永年にわたり千歳市のスポーツの普及振興に寄与し、その功績が顕著であると認められる者又は団体

(2) スポーツ賞及びスポーツ奨励賞 国際的、全国的又は全道的なスポーツ競技大会において優秀な成績をあげ、その功績が顕著であると認められる者又は団体

2 前項第2号に掲げる賞については、当該表彰のほか、努力賞又は特別賞を贈ることができる。

(再度の表彰)

第4条 前条第1項第1号のスポーツ功労賞の表彰は1回限りとし、第2号のスポーツ賞又はスポーツ奨励賞の表彰を受けた者は、当該表彰を受けた日から3年の間は再度の表彰を受けることはできない。ただし、個人及び団体の区分の違いによる表彰は妨げないものとする。

2 前条第1項第2号のスポーツ奨励賞の表彰を受けた者は、同号のスポーツ賞の表彰を受けることができるものとする。

3 表彰を受けたことのある団体で、当該表彰を受けたときと構成員が異なるとき、又は表彰の種別が異なるときは、表彰を受けることができるものとする。

(表彰の対象となる期間)

第5条 表彰の対象となる実績は、表彰する年度の前年度の12月1日から、表彰する年度の11月30日までの間のものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状又は記念品を贈って行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、当該年度の年度末までに行うものとする。

(選考基準等)

第8条 表彰は、協会に加盟する団体から推薦された者又は協会が特に必要と認める者について、公益財団法人千歳市スポーツ協会スポーツ表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）が候補者を選考し、理事会において決定する。

2 前項の推薦の基準等は、協会の会長が別に定める。

(選考委員会)

第9条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 協会の会長、常務理事

(2) 加盟団体の理事長若しくは役員で、協会の会長が指名する者

(3) 千歳市スポーツ推進委員の代表者

2 選考委員会に委員長、副委員長を置き、委員会において互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、2年に限り再任を妨げない。

(招集)

第10条 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第11条 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 選考委員会の議決は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

3 委員が会議に出席できないときは、議長に議決権の行使を委任することができる。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成5年4月1日 制定）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月25日 一部改正）

この規程は、平成8年9月25日から施行する。

附 則（平成12年4月1日 一部改正）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月19日 一部改正）

スポーツ表彰規程

この規程は、平成 12 年 9 月 19 日から施行し、この規程による改正後の財団法人千歳市体育協会スポーツ表彰規程は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 5 月 21 日 一部改正）

この規程は、平成 13 年 5 月 21 日から施行し、この規程による改正後の財団法人千歳市体育協会スポーツ表彰規程は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 6 月 21 日 一部改正）

この規程は、平成 16 年 6 月 21 日から施行し、この規程による改正後の財団法人千歳市体育協会スポーツ表彰規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日 一部改正）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度の表彰の対象となる期間は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 24 年 9 月 1 日から、表彰する年度の 11 月 30 日までの間のものとする。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日 一部改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 30 日 一部改正）

- 1 この規程は、令和 2 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、公益財団法人千歳市体育協会表彰委員会規程（平成 5 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則（令和 6 年 2 月 13 日 一部改定 規程名、第 1 条、第 8 条、附則）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。